



令和2年3月

第6次

四日市市地域福祉
活動計画



社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会



はじめに



わが国の人口は、平成21年(2009年)をピークに減少をはじめ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)以降、高齢者人口は増加する一方で、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は急激に減少していくと推測されています。そして、そのような中で地域社会における人と人のつながりが薄れていく状況が続いています。

このような人口構成や社会情勢の変化を背景に、生活の困窮や地域社会からの孤立、8050問題、ダブルケアなど新たな、複雑で複合化した課題が身近なところで発生しています。そのため、国では住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を推進しており、私たち四日市市社会福祉協議会が地域の皆さまや関係団体とともに取り組む地域福祉活動に大きな期待が寄せられています。

こうした背景の中、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画年度とした「第6次四日市市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は「第4次四日市市地域福祉計画」の地域福祉分野における行動計画であり、第5次地域福祉活動計画の基本理念や方針を継承し、新たな地域課題の解決に向けて見直しを行いました。そして今後は、本計画の実施に向けて本会職員一同、一丸となって「安心して暮らしつづけることができる福祉のまちづくり」の実現に向けた取り組みを推し進めてまいりますので、どうかお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係団体及び市民の皆さまと、本計画策定委員長の金城学院大学柴田教授をはじめとする策定委員の皆さまに深くお礼申し上げます。

令和2年3月
社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会
会長 伊藤 八峯



目次

はじめに

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

第2章 本市の地域福祉活動の概況

1. 各種アンケートからみた地域福祉の現状	3
2. 地域福祉活動に関わる主な実績と課題	11
3. 本計画策定に向けた課題のまとめ	13

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	14
2. 基本方針	14
3. 基本目標	14
4. 施策の体系	16

第4章 具体的な取り組み

1. 情報がつながる「しくみ」をつくる	17
2. 活動につながる「ひと」をつくる	20
3. 多様な主体がつながることで「あんしん」をつくる	24
4. 地域でつながる「わ」をつくる	29

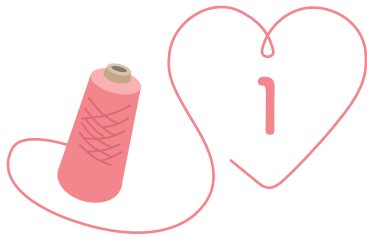
第5章 計画の推進にあたって

	35
--	----

おわりに

巻末資料

1. 策定体制	38
2. 策定経過	40
3. 第4次四日市市地域福祉計画 体系図	42
4. 第6次四日市市地域福祉活動計画の評価シート様式	44
5. 四日市市地域福祉活動計画の計画年度	44



計画策定の概要



1 計画策定の趣旨

近年、地域社会において、少子化・高齢化とともに人口減少が進み、「支えてもらう人」が増える一方で、「支える人」がますます減ってきています。このことから、これまでのようなサービスの「受け手側」と「支え手側」に分けた考え方ではなく、あらゆる市民が役割を担い(＝我が事)ながら支え合うとともに、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ(＝丸ごと)に転換することによって「地域共生社会」を実現しようという施策が求められることとなりました。そのため、国では平成28年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げています。

一方、本市においては、従来からの地区社会福祉協議会の活動やふれあいいきいきサロンなど、様々な地域福祉活動が展開されている中、地域での支え合いのしくみや新たな住民主体のサービスが立ち上がりつつあります。

こうした地域福祉活動を支えるべく、四日市市社会福祉協議会(以下、「本会」といいます。)では、これまで5次にわたり「地域福祉活動計画」を策定してきました。平成28年5月に策定した「第5次四日市市地域福祉活動計画」(以下、「第5次計画」といいます。)の策定から4年が経過し、社会福祉法の改正や、新しい法律の施行により施策の追加が行われていること等を踏まえ、現状に沿った計画とするため見直しを行い「第6次四日市市地域福祉活動計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定するものです。

参考 近年の 法制度面の動き

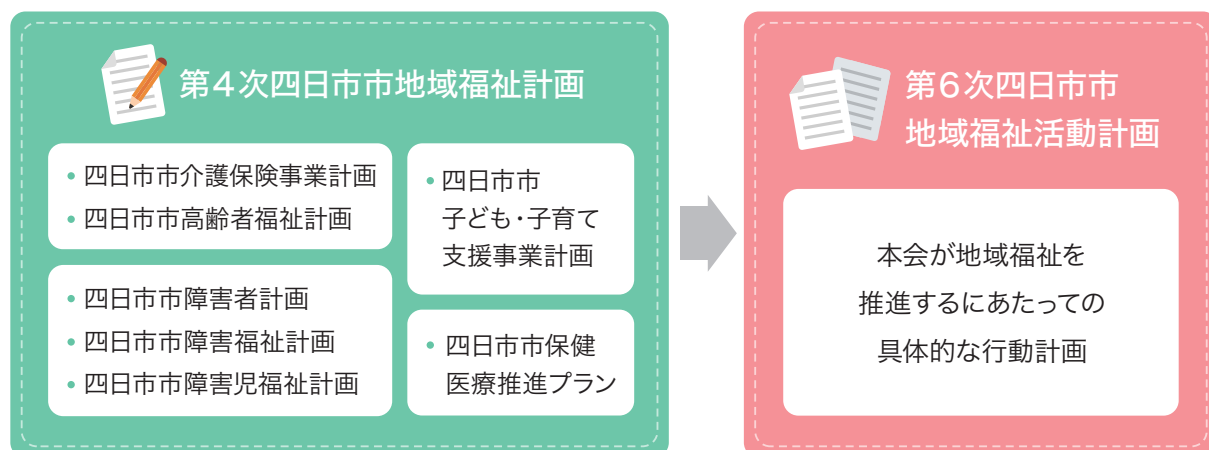
H27(2015年)	▶ 介護保険法改正 ▶ 子ども・子育て関連3法 施行 ▶ 生活困窮者自立支援法 施行
H28(2016年)	▶ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行 ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行 ▶ 再犯の防止等の推進に関する法律 施行
H29(2017年)	▶ 障害者総合支援法改正
H30(2018年) H31/R1(2019年)	▶ 改正社会福祉法 施行

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定された「第4次四日市市地域福祉計画」（以下、「市計画」といいます。）の行動計画として位置づけられるもので、高齢者、障害者、子育て、保健医療などの各分野における行政計画とともに、市計画と連携を図りながら地域福祉を推進するものです。

地域福祉計画が「地域福祉を推進するにあたって市として各計画の共通する考え方や、基本的な方向を定めること」に主眼があるのに対し、地域福祉活動計画は「地域における福祉活動を具体的に定めること」を中心的な目的としています。従って、地域福祉を総合的に推進するためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画を「車の両輪」として取り組んでいくことが大切になります。

■ 計画の位置づけ イメージ

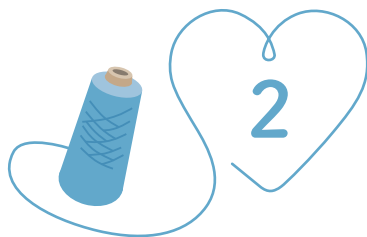


3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

これは、市計画が令和元年度から令和5年度までの計画であるため、その基本的な考え方を受け、整合を図り、1年遅れの計画期間とするものです。

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
市計画	策定	第4次四日市市地域福祉計画						
本計画		策定	第6次四日市市地域福祉活動計画					



本市の地域福祉活動の概況



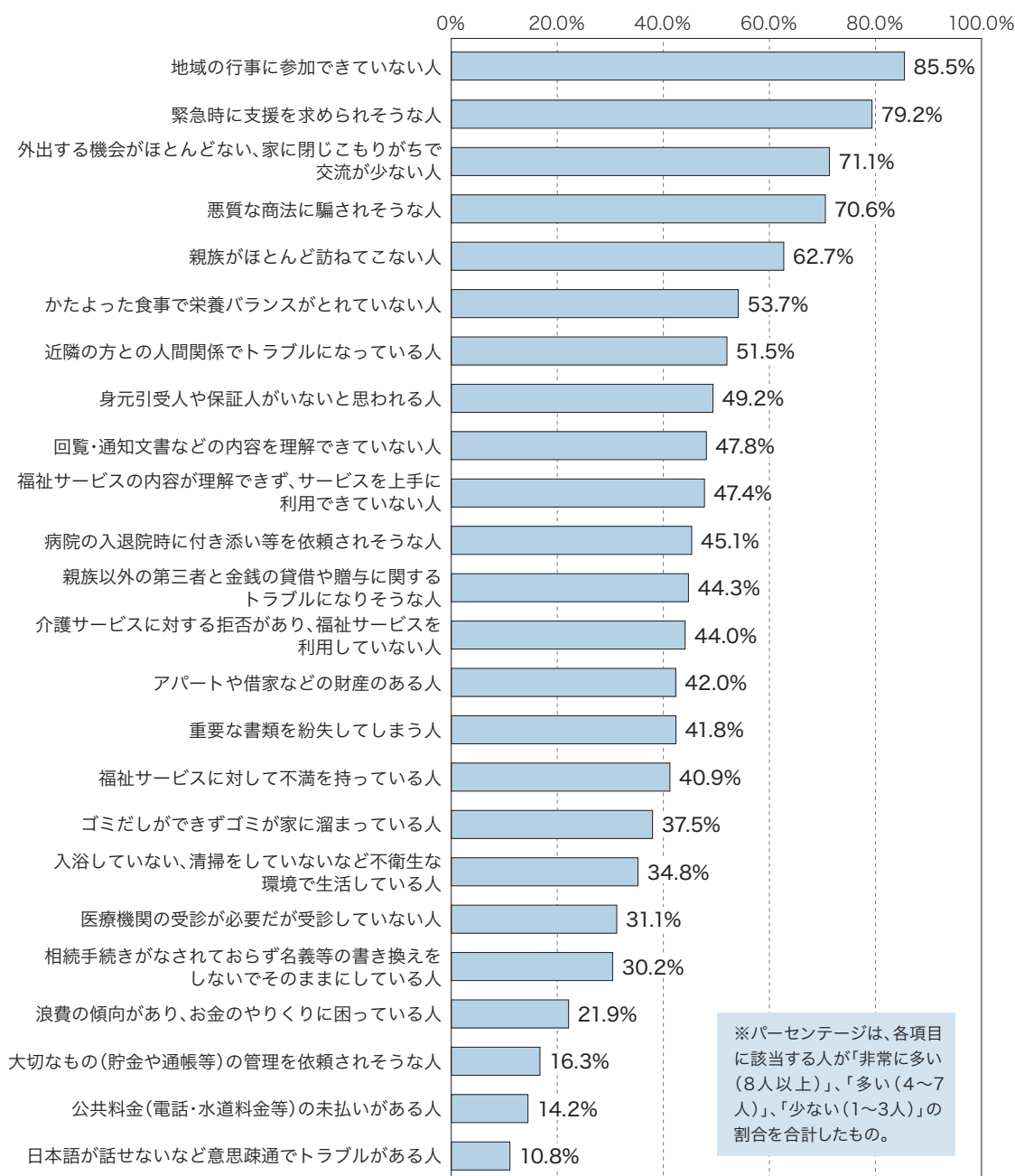
1 各種アンケートからみた地域福祉の現状

1 民生委員児童委員アンケート

本会では、民生委員児童委員に対し、地域で活動する中で「困りごとや不安を抱える人」がどれくらいいるかを訊いたアンケートを経年的に実施しています。

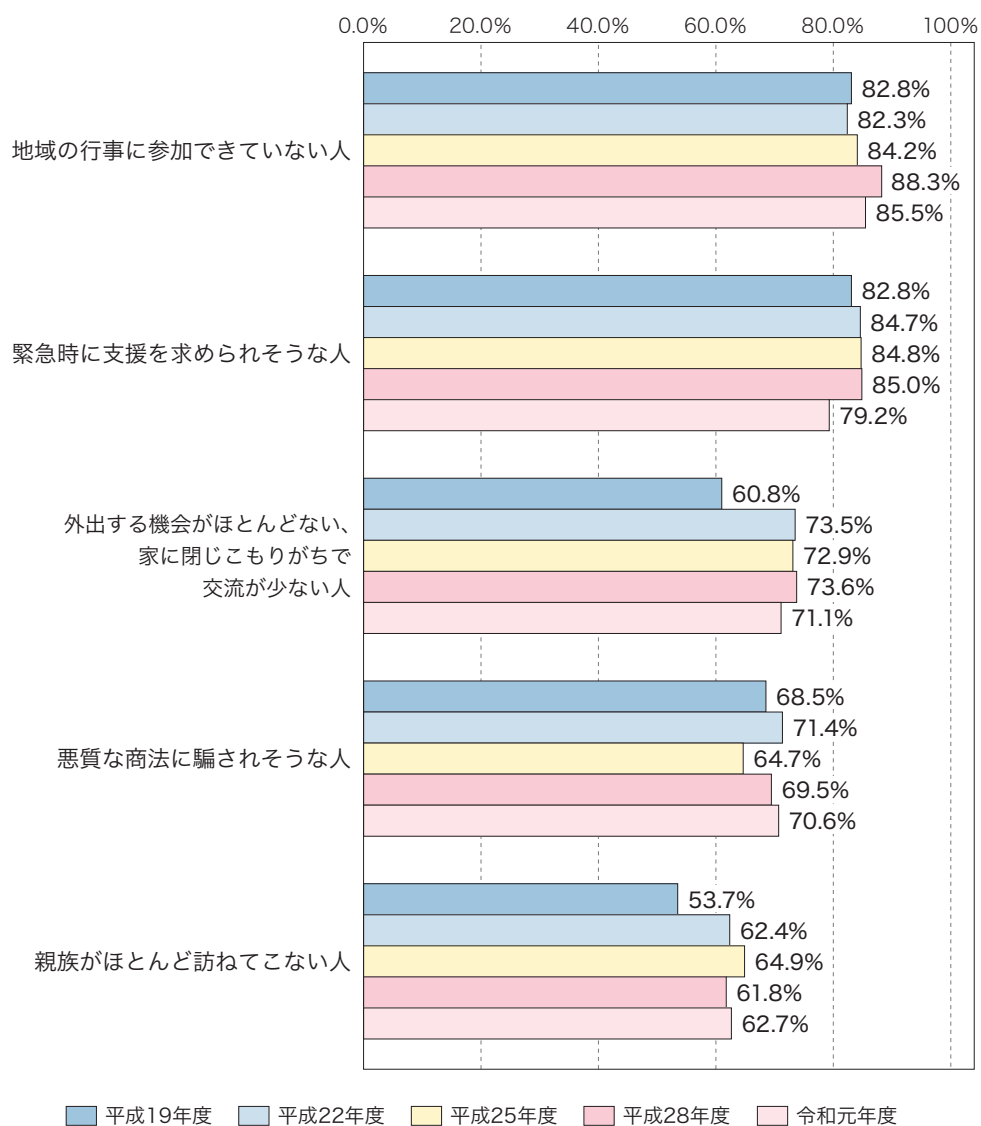
「地域で生活する中での困りごとや不安を抱える人」について(令和元年度調査)

【回答者数=557人/602人中、回答率=92.5%】



資料:「地域で生活する中での困りごとや不安を抱える人に関するアンケート」より

地域で生活する中での困りごとや不安を抱える人に関するアンケート(上位意見の推移)



資料:「地域で生活する中での困りごとや不安を抱える人に関するアンケート」より

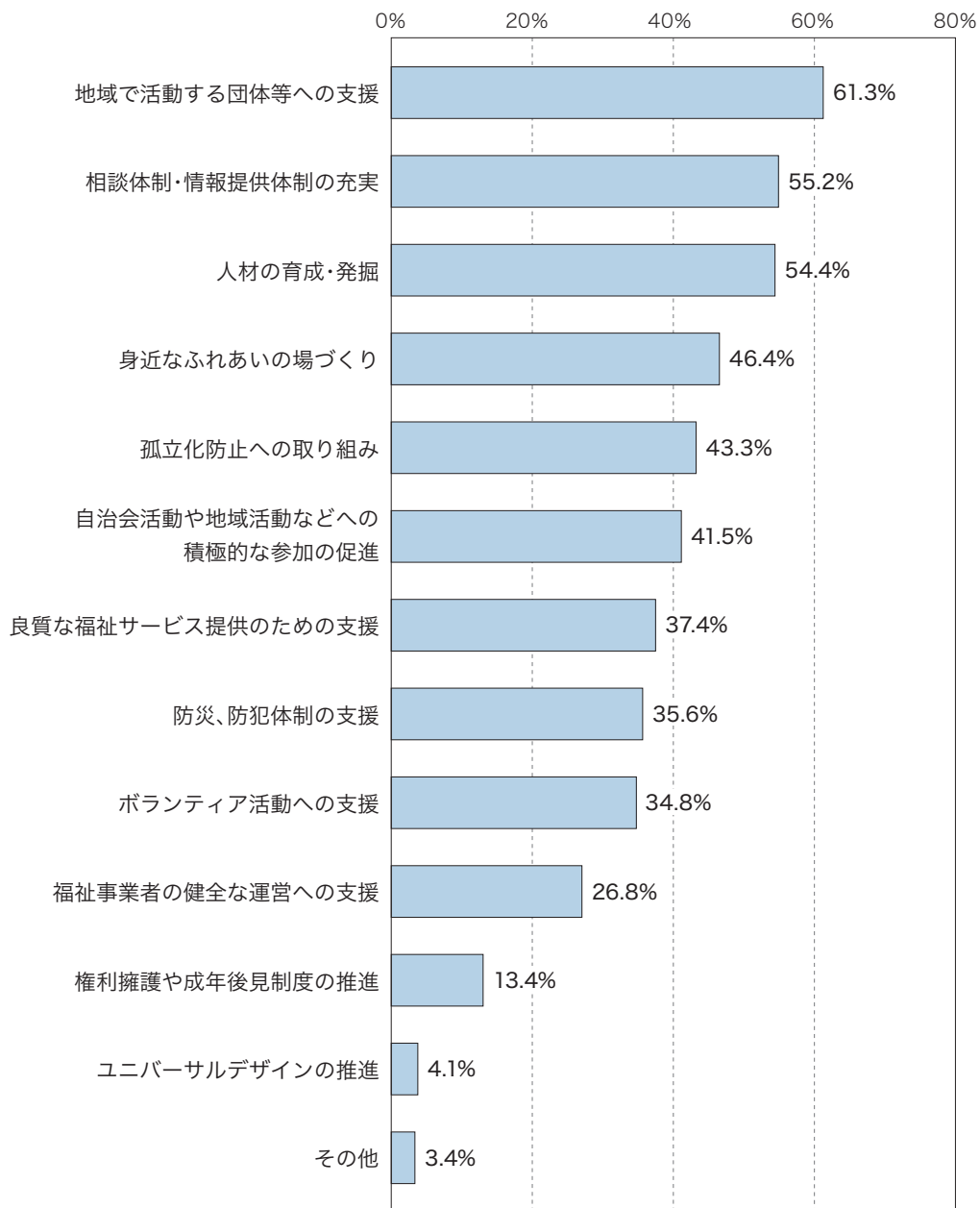
アンケート結果によると、5回の調査時点を通して、上位5項目は変わらず、「地域の行事に参加できていない人」、「緊急時に支援を求められそうな人」、「外出する機会がほとんどない、家に閉じこもりがちで交流が少ない人」、「悪質な商法に騙されそうな人」、「親族がほとんど訪ねてこない人」の割合が多くなっています。

2 地域福祉に関するアンケート

平成29年度に四日市市が地域福祉に関わる団体・事業所等を実施した「四日市市の地域福祉に関するアンケート」から、地域福祉を推進していく上で、重要だと思われる項目をピックアップします。

地域福祉を推進していく上で、市が実施する施策として重要だと思われる項目

【回答者数=388人】



資料:「四日市市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」より

アンケート結果によると、「地域で活動する団体等への支援」の割合が最も多く、次いで、「相談体制・情報提供体制の充実」や「人材の育成・発掘」の割合が多くなっています。

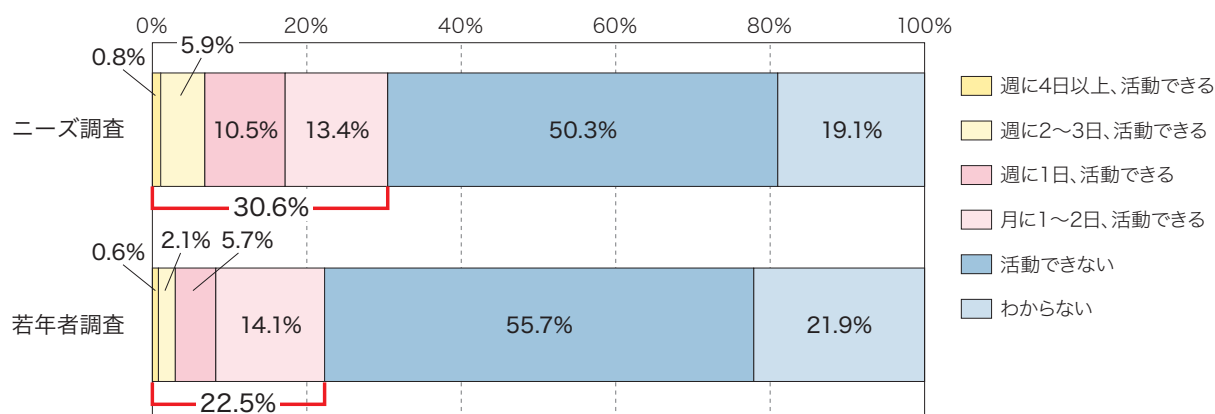
3 高齢者介護に関するアンケート

平成28年度に四日市市が実施した「高齢者介護に関するアンケート」から、地域福祉に関わる課題をピックアップします。なお、アンケートの種別として、要介護者を除く65歳以上の人への「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(以下、「ニーズ調査」といいます。）」、40～64歳の人への「若年者調査」、在宅で生活する要介護者への「在宅介護実態調査」があります。

ボランティア活動への意思と参加条件

ボランティア活動への意思

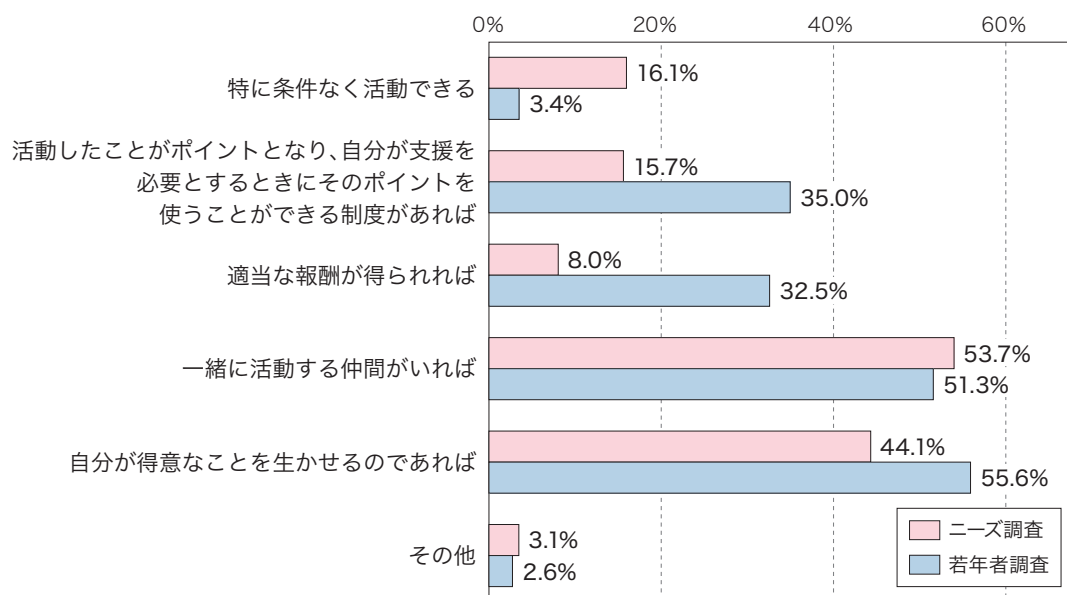
【回答者数／ニーズ調査=1,417人、若年者調査=526人】



資料:「四日市市高齢者介護に関するアンケート調査結果報告書」より

ボランティア活動への参加条件

【回答者数／ニーズ調査=415人、若年者調査=117人】

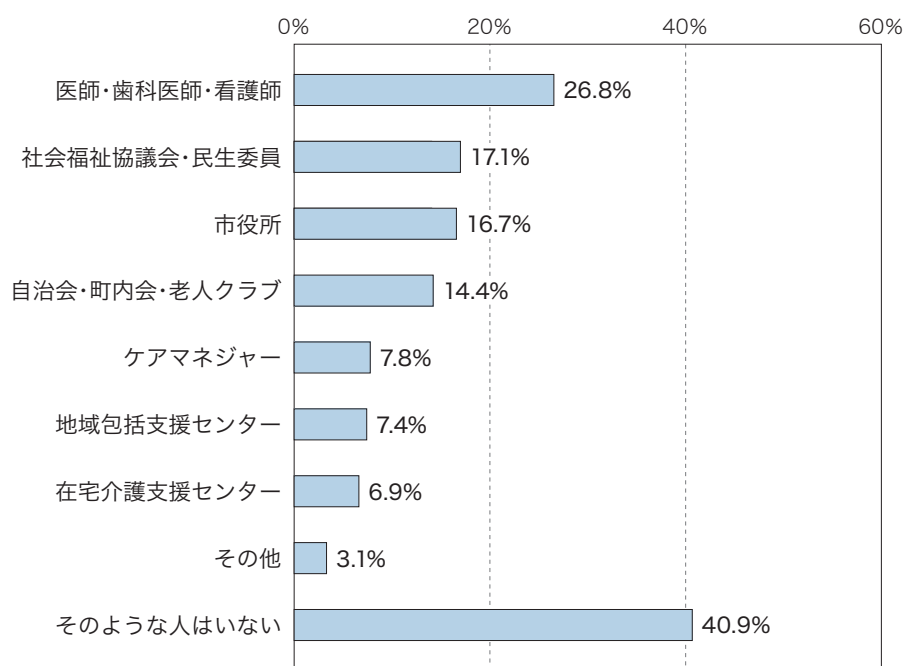


資料:「四日市市高齢者介護に関するアンケート調査結果報告書」より

アンケート結果によると、ボランティア活動に対し、65歳以上の人(要介護者を除く)では約30%、40～64歳の人では約22%が活動できるとし、活動条件として、「仲間」と「得意なことを生かせること」の割合が多くなっています。

家族や友人・知人以外の相談相手（ニーズ調査）

【回答者数=1,414人】

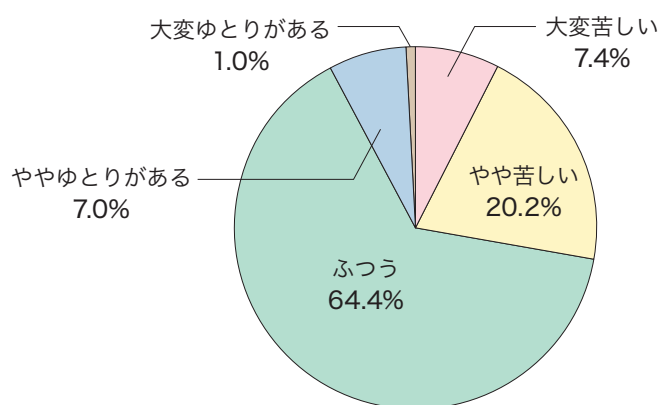


資料:「四日市市高齢者介護に関するアンケート調査結果報告書」より

アンケート結果によると、家族や友人・知人以外の相談相手が「いない」という人が65歳以上の
人(要介護者を除く)の約40%に上ります。

現在の暮らしの経済的状況（ニーズ調査）

【回答者数=1,524人】

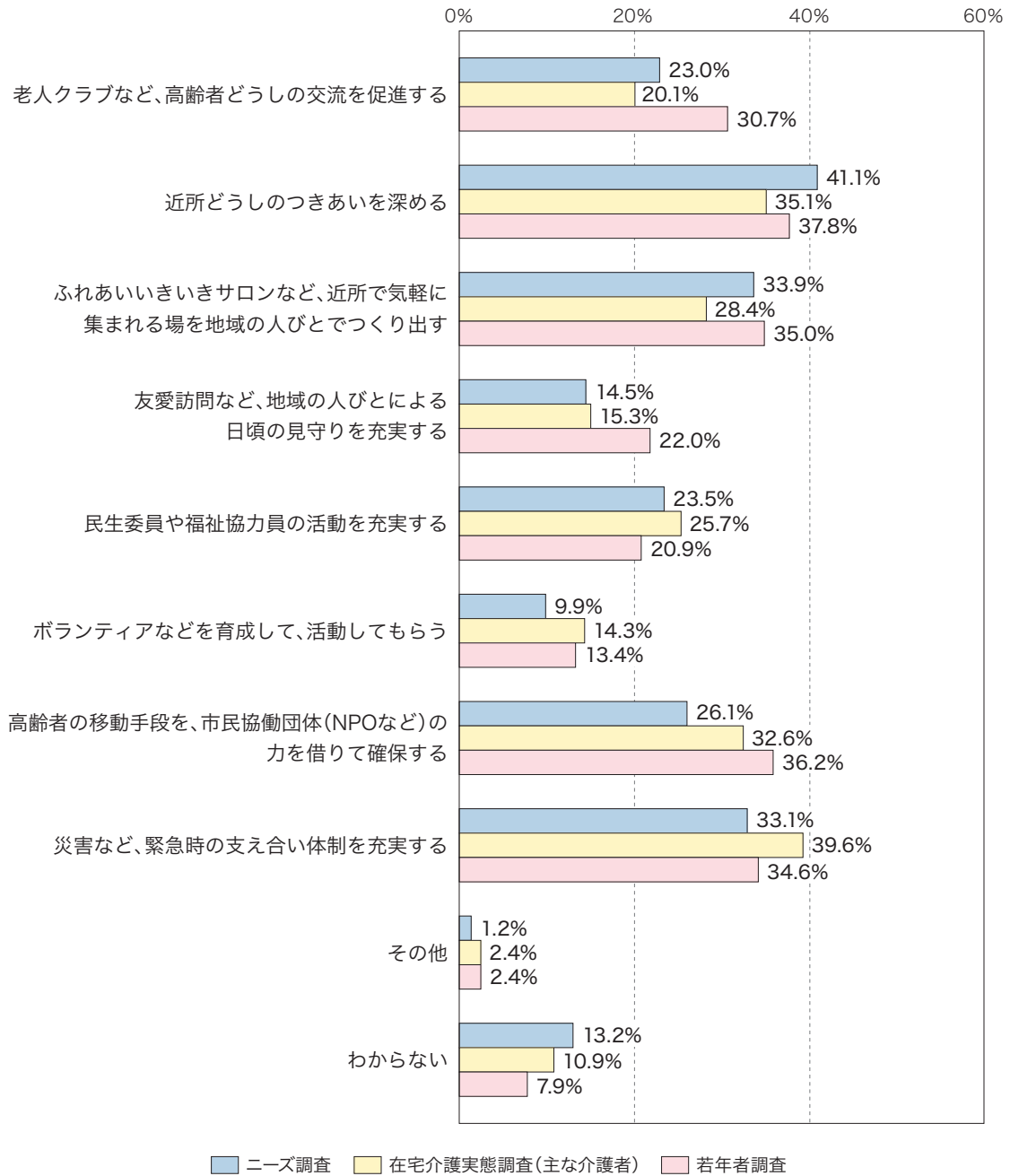


資料:「四日市市高齢者介護に関するアンケート調査結果報告書」より

アンケート結果によると、現在の暮らしの経済的状況について、65歳以上の人(要介護者を除く)
の約7%が「大変苦しい」、約20%が「やや苦しい」としています。

住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なこと

【回答者数／ニーズ調査＝1,419人、在宅介護実態調査＝680人、若年者調査＝508人】



資料:「四日市市高齢者介護に関するアンケート調査結果報告書」より

アンケート結果によると、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なこととして、「近所どうしのつきあい」や「緊急時の支え合い」などの割合が多くなっています。

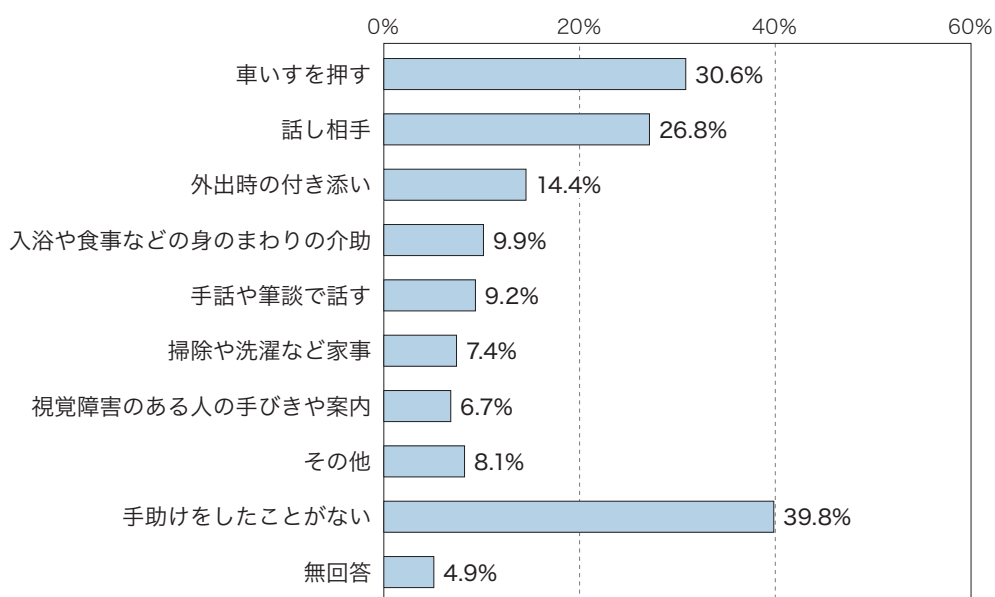
4 障害者計画のためのアンケート

平成29年度に四日市市が実施した「障害者計画のためのアンケート」から、地域福祉に関わる課題をピックアップします。なお、アンケートの種別として、18歳以上の障害者手帳所持者への「障害者調査」、18歳未満の障害者手帳所持者への「障害児調査」、その他の20歳以上の市民への「市民調査」があります。

障害者への手助けとボランティアへの参加経験(市民調査)

手助けの経験

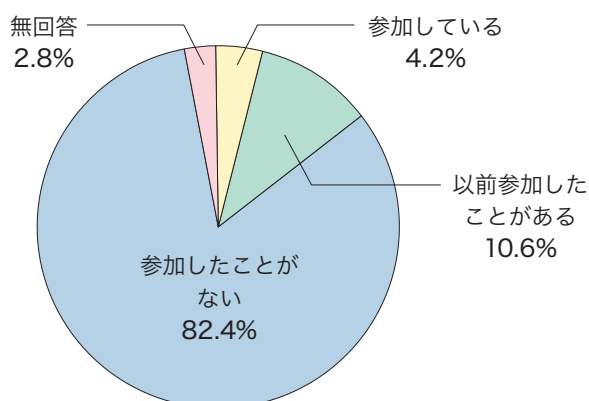
【回答者数=284人】



資料:「四日市市障害者計画のためのアンケート調査結果報告書」より

ボランティアへの参加

【回答者数=284人】

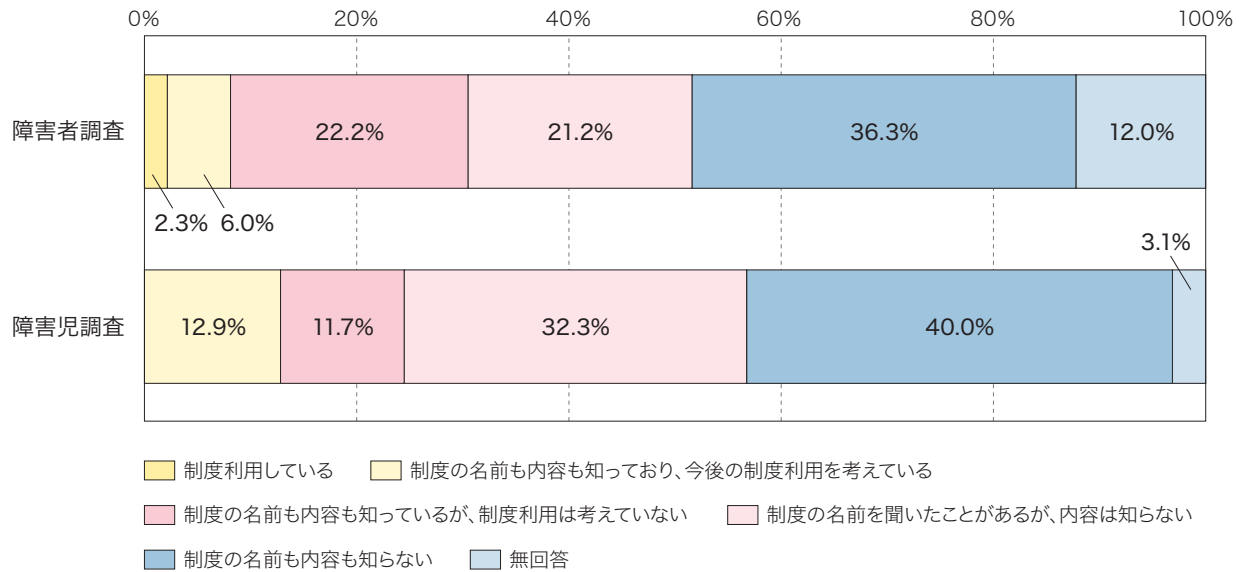


資料:「四日市市障害者計画のためのアンケート調査結果報告書」より

アンケート結果によると、約40%の人が障害者に手助けをしたことがなく、ボランティアへの参加経験も約15%にとどまります。

成年後見制度への認知度

【回答者数／障害者調査=811人、障害児調査=350人】



アンケート結果によると、成年後見制度※¹への認知度について、障害者調査では約36%、障害児調査では約40%が「制度の名前も内容も知らない」としています。

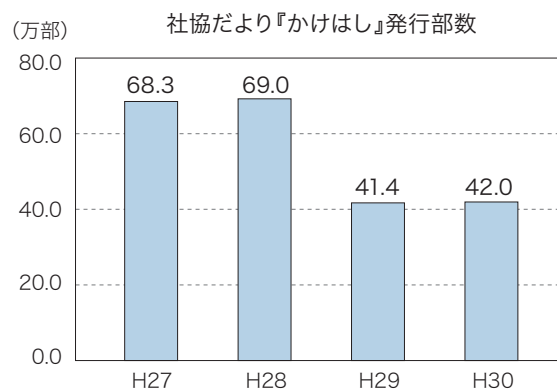
※¹ 成年後見制度：成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方々が、悪徳商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題にであったりしたとき、不利益をこうむらないように保護し、支援する制度。

2 地域福祉活動に関わる主な実績と課題

第5次計画期間中における地域福祉活動の状況と本会の取り組み実績及びその課題を整理します。

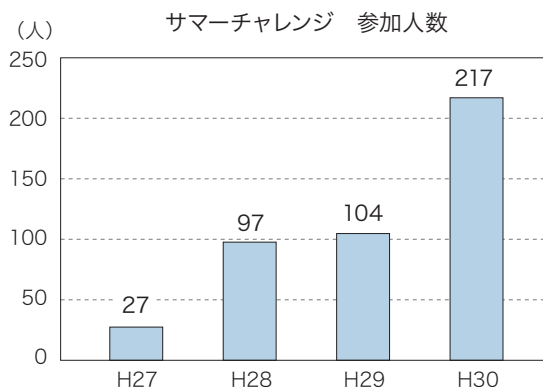
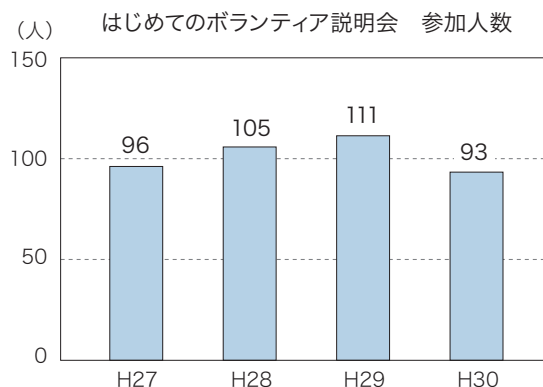
広報・情報発信

社協だより『かけはし』は、平成29年度から年3回の発行としたため、タイムリーな記事の掲載や、情報発信に課題が生じました。このため各施設の広報紙も含めて、情報発信方法などについて検討し、広報・情報発信に関する本会内の連携強化を図る必要があります。



ボランティアの育成

ボランティア活動を始めたい人を対象に、活動に関する基礎知識の習得と実際の活動へのつながりを目的に「はじめてのボランティア説明会」を開催しています。また、高校生・大学生・専門学校生等を対象にボランティア活動の魅力を伝えるとともに活動者の育成を図ることを目的に「サマーチャレンジ」を開催しています。「はじめてのボランティア説明会」については平成30年度にやや参加人数が減少しましたが、「サマーチャレンジ」は多くの参加がありました。今後も、学校などと連携し、「サマーチャレンジ」などボランティアの育成事業に参加しやすい状況をつくる必要があります。



権利擁護の推進

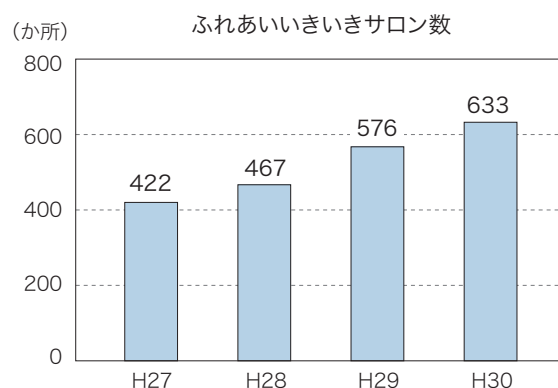
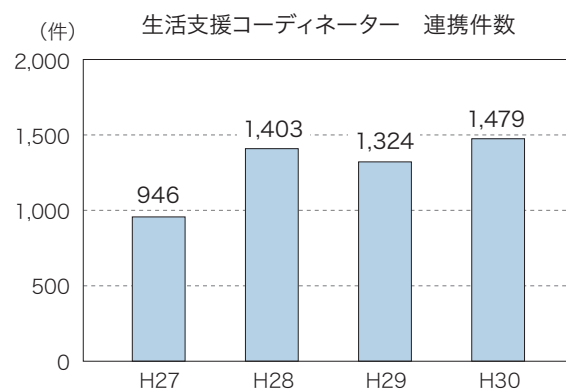
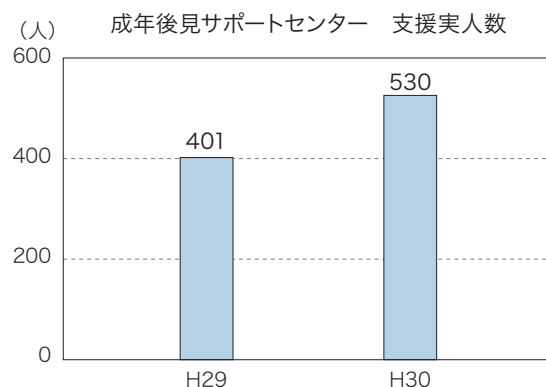
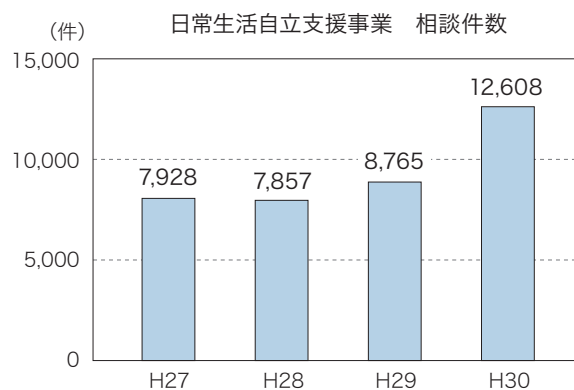
市や福祉・司法関係機関との連携を図り、市民からの成年後見制度に関する相談や成年後見制度を必要とする人びとの支援を行う事業を実施しています。また、県社協の委託を受け、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの支援を行う日常生活自立支援事業を実施しています。今後、増加が見込まれる権利擁護のニーズに対応する方策の検討とともに、成年後見制度利用促進法に位置づけられている中核機関の設置について市との協議を進める必要があります。

生活支援コーディネーターによる地域支援

生活支援コーディネーター※2を3名配置し、「市エリア」、「ブロックエリア」、「地区エリア」、「小地域エリア」に区分して事業を展開しています。それぞれで協議体の設置を支援するとともに、課題を整理する中で地域包括ケア実現に向けた取り組みを進めてきました。今後も、生活支援コーディネーターにより地域診断を行い、地域拠点などにおいてソーシャルアクション※3につなげる必要があります。

ふれあいいきいきサロン※4の支援

ふれあいいきいきサロン推進員を2名配置し、自宅から歩いていける場所で介護予防活動や交流の場であるサロンの立ち上げに関する支援を行いました。あわせて、サロンの代表者が地区ごとに集い、意見交換を行う「ふれあいいきいきサロン連絡会」を開催しました。サロン数は年々増加しており、今後もサロンの増加や内容の充実、円滑な運営に向けて、関係機関との連携を含め支援を強化していく必要があります。



※2 生活支援コーディネーター：関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネートを実施。地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

※3 ソーシャルアクション：社会福祉制度の創設や制度運営の改善をめざし、世論に働きかける活動。

※4 ふれあいいきいきサロン：わたしたちの住み慣れた地域の中であって、気のあう仲間と楽しい時間の過ごす場所。

3 本計画策定に向けた課題のまとめ

地域福祉に関するアンケートや他のアンケートの結果、第5次計画期間における地域福祉活動の状況などから、次の4つの課題が明らかになりました。

課題

1

障害のある人の中でも成年後見制度のことを知らない人が多いなど、地域福祉に関わる制度や支援があっても、それを知らなければ利用することができません。情報を必要としている人に必要な情報を届けるため、有効な手法を見出していく必要があります。

課題

2

福祉活動の担い手となるボランティアについては、活動が低迷しているわけではないものの、登録者数は減少しています。ボランティアへの意欲がある人も一定割合いますが、参加するには仲間がいることなどを条件としています。今後ますます増えるであろう様々な福祉課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」という意識を育むとともに、参加のきっかけとなるしくみをつくる必要があります。

課題

3

高齢化が進むにつれて、権利擁護や生活困窮といった制度の狭間にあって問題を抱える人などの課題が顕在化しつつあります。一方で、家族や友人以外の相談相手がないという人も多くなっています。多様化・複雑化する福祉課題に対し「丸ごと」取り組めるよう、多様な主体をつなげて相談・支援の体制づくりを進める必要があります。

課題

4

地域との関わりが希薄な人が多くいる一方で、住み慣れた地域の中で暮らしつづけるためには、近所付き合いや緊急時の支え合い体制などが重要だと認識されています。市内各地域では住民主体のこのような取り組みが立ち上がってきており、こうした各地域の様々な社会資源を生かして、だれもが孤立せず、支え合いながら暮らしていける地域にしていく必要があります。





計画の基本的な考え方



1 基本理念

本計画においては、第5次計画に引き続き、次を基本理念とします。



安心して暮らしつづけることができる『福祉のまちづくり』

～市社協の強みを生かし、「つなげる」から「つながる」へ～



2 基本方針

基本理念のもとで本会が様々な事業、取り組みを進めるにあたって、次の基本方針を掲げます。

- 1 生活課題や福祉情報の把握に努め、時代と要望に即した事業を展開します。
- 2 市民や利用者の人権を尊重し、権利を擁護したサービスを提供します。
- 3 様々な活動者や団体等と連携・協働し、地域で支え合えるつながりを構築します。
- 4 本会内各部署が横断的に連携し、包括的な相談窓口として問題解決に努めます。

3 基本目標

基本理念、基本方針のもとでめざす「基本目標」として、第5次計画の基本目標を継承しつつ、以下の考え方に基づき、「つながる」視点を発展させたものとして、次のページの4つの目標を掲げます。

人口減少、少子高齢化社会にあって、すべての人が住み慣れた地域で他の人びととともに生きる社会を実現することが求められています。これまでのようにサービスの「受け手側」と「支え手側」に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」をめざして、地域福祉を推進していきます。

また、本計画は市計画の行動計画に位置づけられています。地域福祉活動は、本会や行政だけで成り立つものではないことから、この「地域共生社会」の考え方のもとで、地域住民、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO、当事者団体その他関係団体とともに地域福祉を推進していきます。

基本目標 1

情報がつながる
『しくみ』をつくる

「地域共生社会」の中で情報は重要な役割を持ちますが、福祉に関する情報は単に発信すれば良いというものではなく、その必要な情報を必要としている人に必要な時に届けることが大切です。

このため、有効な情報提供の手法を見出し、広報・情報発信及び出前講座の手法等における部署間の連携強化を図ることによって、様々な情報がつながる『しくみ』づくりに取り組みます。

基本目標 2

活動に
つながる
『ひと』をつくる

「地域共生社会」を実現するためには、だれもが地域福祉の活動を「他人事」ではなく「自分事・我が事」と捉え、積極的に支え合いの主演として一人ひとりができることに取り組むことが大切です。

このため、様々な福祉課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」という意識を育みます。また、地域で活躍する担い手として、年齢に関わらずだれもが参加できる環境を整えるとともに、現在活動に参加していない市民が参加するきっかけをつくり、活動につながる『ひと』である「福市民※5」の育成を進めます。

※5 福市民（ふくしみん）： **ふ**だんの**く**らしの**し**あわせについて考える市民。
福祉の考え方や制度の意味を知り、暮らしを幸せにするための方法を学習する市民。

基本目標 3

多様な主体が
つながることで
『あんしん』をつくる

「地域共生社会」は、持続可能で多様性と包容力があり、「だれひとり取り残さない」地域社会であることが大切です。

このため、多様化・複雑化する福祉課題に対し、多様な主体が「丸ごと」つながることでだれもが『あんしん』できる地域社会づくりを進めます。また、「丸ごと」の支援体制を市民に見えるようにすることにより、制度の狭間にあって問題を抱える人などに対し、専門的多職種のネットワークや地域との連携の中で相談・支援につながられるよう努めます。

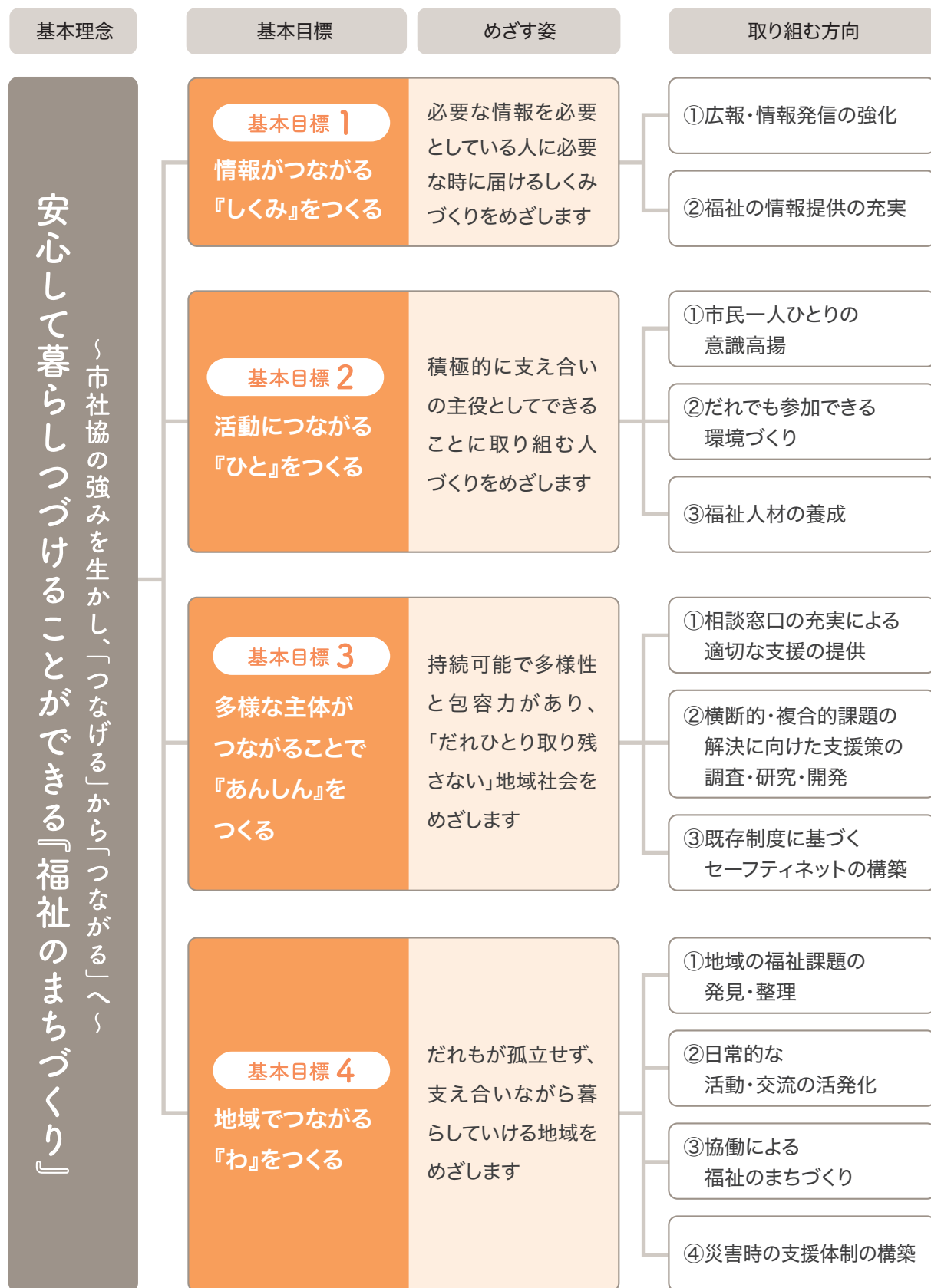
基本目標 4

地域でつながる
『わ』をつくる

「地域共生社会」の中では、だれもが孤立せず、支え合いながら暮らしていけることが大切です。

このため、各地域の様々な社会資源を生かして、身近な地域でつながる『わ』の中で、日常的な交流の活発化と緊急時の支援体制の構築を進めます。

4 施策の体系





具体的な取り組み



基本目標 1

情報が**つながる**
『しくみ』をつくる

〈めざす姿〉

必要な情報を必要としている人に
必要な時に届ける
しくみづくりをめざします

現状と課題

●本会では、社協だより『かけはし』を年3回発行し、特集や連載を組むなど紙面の見直しをしながら、事業の紹介や報告、福祉情報の提供などをおして、福祉に対する啓発と理解の促進を図っています。また、視覚障害者に対する点字及び音声による情報提供を行っています。あわせて、ボランティアニュース『ボランティアのたまご』（毎月発行）や、障害者自立支援施設共栄作業所・たんぼぼ・あさけワークス各施設の活動内容等についての広報紙（年数回発行）などにより情報発信しています。これらの情報は、ホームページ上にも掲載していることから、構成を刷新してアクセスしやすいものとししました。今後は、障害の有無や国籍の違いなどに関わらず広く市民に対して必要な情報を届けられるよう、発信方法などに関し新たな媒体なども検討するとともに、広報・情報発信に関する本会内の連携強化を図る必要があります。

●本会では、介護予防や障害への理解、福祉制度等についての情報をわかりやすく提供することを目的に、「出前講座」を開催しています。「障害者福祉センター」では、障害への理解を得ることを目的に、合理的配慮に関して企業からの講演依頼がありました。しかし、全体的には出前講座の参加者が少なかったり、固定化されていたりしている状況です。「なるほど出前講座」では、講座内容が地域福祉・ボランティア・成年後見制度・災害ボランティアなど幅広く、常に最新の情報を提供するとともに、福祉を身近な話題「我が事」として感じてもらう情報も講座内容としています。今後は、各担当者の連携によって内容の充実を図るとともに、「社協の出前講座」として周知していく必要があります。

取り組む方向

1 広報・情報発信の強化

市民の福祉意識を高め、福祉に必要な情報を必要としている人に必要な時に届けられるよう、広報発信の手法や内容等について本会内の連携強化を図ります。また、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報発信を行います。

本会の各広報紙がより多くの市民に届くよう、新たな配布方法を検討します。

あわせて、障害のある人等への合理的配慮を行い、点字や音声等による広報手段を拡充していきます。



社協だより『かけはし』

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
◎広報・情報発信の手法や内容等について担当者の連携を強化し、情報の充実を図ります。	広報担当者による連絡会議	情報提供体制の充実
◎ホームページで外国語に変換できるシステムを検討し、導入します。	本会ホームページ	
・ ホームページやSNSなど電子媒体の活用など様々なツールでの情報提供に努めます。	ボランティア情報の発信、 障害者自立支援施設の広報紙	
◎新たな配布方法及び設置場所(駅、スーパーマーケット、サロン活動の場等)を検討し、設置を依頼します。	広報紙『かけはし』、 パンフレット等	
・ 視覚等に障害のある人に対して、点字・音声による情報提供を行います。		

「取り組むこと」についての凡例

◎ 6次新規事項 / ★ 強化事項 / ・ 継続実施事項

2 福祉の情報提供の充実

福祉制度等の情報をわかりやすく発信するため、地域や企業、学校等に本会の職員が出向いて情報提供する出前講座を行います。

講座の開催手法やテーマについて本会内の連携を強化し、市民のニーズに対応できるよう内容のさらなる充実を図るとともに、有効なPR方法を検討します。それにより、幅広い年齢層の人や地域や団体・企業などが利用する回数や機会を増やすことをめざします。



出前講座(楠町)

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
◎最新の知識や情報の習得ができるように、各種研究会等に参加し、職員の専門性の向上に努めます。	職員研修の体系化	情報提供体制の充実
◎本会内各部署の取り組みについて共有化し、周知方法や内容等の充実を図ります。	出前講座担当者による連絡会議	

基本目標 2

活動につながる 『ひと』をつくる

〈めざす姿〉

積極的に支え合いの
主役としてできることに取り組む
人づくりをめざします

現状と課題

●本会では、福祉の考え方の基本視点を見つめなおす機会として、また福祉の最新情報や専門知識を学ぶ場として「福祉教育大学」を開講しています。「福祉教育大学」では、四社協福祉ゼミナール、地域福祉ゼミナール、専門ゼミナールの3つのカテゴリーで研修の機会をつくり、福祉の人材育成を行っています。しかしながら、講座受講者が十分に集まらない年度もあり、今後は募集方法や開催内容について検討が必要です。

●本会では、ボランティア活動を始めたい人を対象に、活動に関する基礎知識の習得と実際の活動へのつながりを目的に「はじめてのボランティア説明会」を開催しています。また、高校生・大学生・専門学校生等を対象にボランティア活動の魅力を伝えるとともに活動者の育成を図ることを目的に「サマーチャレンジ」を開催しています。なかでも、子どもたちに関わる活動に対する希望が増加していたことから、保育所の協力を得て活動メニューを加えたことや、職員が学校に出向いて説明会を実施したことで参加者が大幅に増えました。今後も継続した取り組みとして、学校と良好な関係でつながるなど、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくる必要があります。

●本会では、将来の福祉を担う人材の養成を目的に、福祉専門職（社会福祉士・介護福祉士等）や看護師、言語聴覚士、教員資格取得のための実習を受け入れています。また、実習を受け入れるにあたり、社会福祉士や介護福祉士の実習指導者を徐々に増やしています。

社会福祉士については、部署ごとではなく、本会全体で受け入れを行うことで統一し、実習受け入れの基本プログラムを作成しました。こうした受け入れ体制の充実により、本会が福祉人材の養成を担う社会福祉法人として認識されるようになってきています。

今後は、福祉人材の養成という位置づけで実習指導を実施するとともに、本会内各部署の業務と関わりの深い資格に合わせた実習プログラムを体系化し、実習生に事前提案することが求められます。

取り組む方向

1 市民一人ひとりの意識高揚

様々な福祉課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」という意識を育むとともに、福祉をあまり意識していない人が自然に福祉の基礎知識を学べるよう、幅広い年齢層の意識づけと活動意欲を高めるため、福祉教育を推進し「福市民」を育成します。



障害者福祉講座

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
・ 市民、福祉関係者に、福祉に関する基本的な考え方や最新情報を提供します。	福祉教育大学四社協 福祉ゼミナール	人材の育成・発掘
・ 地域住民、地域福祉関係者に、福祉に関する情報や地域の福祉活動が充実する情報を提供します。	福祉教育大学地域 福祉ゼミナール	
・ 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒対象に、福祉に関する知識や学びの機会を提供します。	福祉教育推進事業	
・ 認知症に関する知識や対応方法についての情報を提供します。	認知症サポーター養成講座	安心して生活できる 仕組みづくり
・ 障害福祉に関する知識や情報を提供します。	障害者福祉講座	・ユニバーサルデザイン の推進 ・生きがいを持って 暮らせる地域づくり

2 だれでも参加できる環境づくり

「何かをやってみたい」という気持ちを具体的な活動につなげるきっかけとなるような場をつくっていきます。

地域で活躍する担い手として、年齢・性別等に関わらず、だれもがボランティア活動などに参加できる環境づくりに向けて、市民が参加するきっかけとなるしくみをつくっていきます。

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
・ 本会での福祉体験・職場体験を希望する小学校、中学校の児童・生徒を受け入れます。	福祉体験・職場体験	人材の育成・発掘
・ これからボランティア活動を始めたい人に、活動に関する基礎知識を学ぶ機会を提供します。	はじめてのボランティア説明会	ボランティア活動支援
・ 高校生、大学生、専門学校生等に、夏休み期間を利用してボランティア活動の魅力を体験できる機会を提供します。	サマーチャレンジ	
・ 地域でボランティア活動等に関心のある人に、地域の活動につながるきっかけや、福祉に関する知識や情報を学ぶ機会を提供します。	まなびや※6	
・ 障害者スポーツに関心のある人に、障害福祉や障害者スポーツの知識・情報の提供・体験及び障害のある人との交流の機会を提供します。	障害者スポーツボランティア講座	・ ボランティア活動支援 ・ 生きがいを持って暮らせる地域づくり

※6 まなびや：ボランティアに関心があり、身近な地域で活動する人を増やすことなどを目的に地域で開催する講座。



サマーチャレンジ



まなびや



ボッチャ

3 福祉人材の養成

将来の福祉を担う人材の養成に向けて、相談援助等各種カリキュラムに応じた実習を提供できるよう、組織としての環境整備を図ります。学生の資格取得の一助及び福祉に携わる人材としての意識の高揚を目的とした実習を行います。

他にも、住民主体サービス等の担い手の養成に向けた支援を行います。



福祉教育大学

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
・ 社会福祉士をめざす学生の実習受け入れを行うとともに、実習プログラムの充実に努めます。	社会福祉相談援助実習	人材の育成・発掘
◎資格取得をめざす学生の実習受け入れを行うとともに、資格に合わせた実習プログラムの体系化と事前提案を行います。	実習担当者連絡会議	
・ 福祉活動に参加してみたい人に、専門的な福祉の知識や情報を学ぶ機会を提供します。	福祉教育大学専門ゼミナール	

基本目標 3

多様な主体が**つながる**
ことで『あんしん』をつくる

〈めざす姿〉

持続可能で多様性と包容力があり、
「だれひとり取り残さない」
地域社会をめざします

現状と課題

●本会では、市や福祉・司法関係機関との連携を図り、市民からの成年後見制度に関する相談や成年後見制度を必要とする人への支援を行う事業を実施しています。さらに、スーパーバイズ※7で
きる相談員2名を配置し、成年後見制度や権利擁護の事業に関わる相談だけではなく、先駆的事
業の調査研究モデルとして制度の狭間で支援の行き届かないケース等に対する相談にも対応しま
した。しかし、現行施策で対応できないニーズも多く、相談件数、支援必要数に対して職員が不足し
ているのが現状です。今後は、モデル事業の事業化を進めるのか、ケースワークによって対応するの
かの検討とともに、成年後見制度利用促進法に位置づけられた中核機関の設置について市と協議
を進める必要があります。

●本会では、従来の介護・高齢者福祉、障害者（児）福祉をはじめとして、包括的な相談体制づくり
を図っています。関係機関につなぐ役割を担うとともに、制度の狭間や支援者がいない、人などが抱
える課題の解決に向けて、関係機関の支援につなげるための「つなぎ支援」を実施しています。包括
的な相談窓口としては、人員配置等が不十分である反面、相談内容は多様化・多問題化しており、
福祉以外の他職種の関係者との連携が求められます。また、相談支援ソフトを導入しているものの、
有効な情報共有や本会内の連携はまだまだ不十分です。本会全体の包括的な情報管理ができて
いないため、システム化については、今後も検討を継続する必要があります。

※7 スーパーバイズ：スーパーバイザー（援助を行う職員）に対し、教育や指導を行い、スーパーバイザーがよりよい福祉サービスを
援助対象者に提供できるように導く。

●本会では、平成27年7月から三重県社会福祉協議会が実施する「みえ福祉の『わ』創造事業※8」に加わり、生活困窮者支援緊急食糧提供事業(フードバンク)や生活困窮者就労活動支援事業等を実施しています。あわせて、低所得者、障害者、高齢者を対象とした生活福祉資金貸付事業を実施しています。さらに、平成31年4月からは、市の生活困窮者自立支援事業を受託し、「生活支援室」を設置して、生活困窮世帯の相談等に対応しています。生活困窮に関する相談については、市及び本会の関係部署が連携し支援をしていますが、生活困窮者の自立に向けてどのような支援体制を取るべきかを今後も検討する必要があります。

※8 みえ福祉の『わ』創造事業：制度の狭間から生じる生活課題を抱える人の支援をするため、三重県社会福祉協議会が主体となり、県内の社会福祉法人が協働して行う公益活動。

取り組む方向

1 相談窓口の充実による適切な支援の提供

市民の様々な相談に対応するために、本会内各部署でそれぞれの専門性を生かして相談が受けられる体制を整えます。

特に判断能力が低下した人や、生活が困窮している人については、本会内や地域住民・行政などと横断的に連携した取り組みを強化することで、地域で「あんしん」して暮らしてつづけることができる体制をつくります。

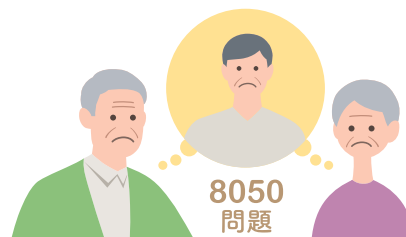


▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
★包括的福祉総合相談窓口(仮称:安心安全サポートセンター)機能の構築に向けて、成年後見サポートセンター、生活支援室、中地域包括支援センター、くす在宅介護支援センター、障害者福祉センター、障害者自立生活支援センター「かがやき」、障害者就業・生活支援センター「プラウ」等による相談支援窓口が連携して対応することができる、本会としての新しい取り組みを検討します。	相談窓口担当者連絡会議	相談体制の充実
★成年後見制度利用促進法における中核機関設置について、市との協議を進めます。	成年後見サポートセンター	自立して生活できる仕組みづくり

2 横断的・複合的課題の解決に向けた支援策の調査・研究・開発

支援が必要な単身世帯の増加などの家族構成の変化や、家族機能の低下による「8050問題※⁹」など、制度の狭間や既存のサービスでは対応が困難な課題を解決するために、新たな支援策の調査・研究を進めます。



▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
★ 本会全体の包括的な情報管理の構築に向けたシステム化の検討を行います。	システム化推進プロジェクト	相談体制の充実
◎ 人口減少、高齢化及び単身世帯の増加などの地域課題への対応策について、モデル地区として支援活動を行います。	小地域福祉活動事業 (拠点事業)	地域の支え合いの場づくり
◎ 看取り期※ ¹⁰ にあり、かつ支援者がいない人に対する支援方策の構築に向けた取り組みをモデル的にを行います。	調査研究事業	相談体制の充実
◎ 死後対応の支援者がいない人に対する支援方策の構築に向けた取り組みをモデル的にを行います。		
・ 入院入所で支援者がいない人に対する支援方策の構築に向けた取り組みをモデル的にを行います。		
★ 相談窓口担当者の知識と技術の向上を図るとともに、職員の配置体制について四日市市との協議を継続します。	職員研修の体系化	

※⁹ 8050問題：80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる世帯で、親の病気や介護、子どもの介護離職・リストラ・失業などにより、世帯全体が経済的困窮や人間関係の孤立などの複合的課題を抱える問題。

※¹⁰ 看取り期：医師による診断により、治療効果が期待できず予測される死への対応が必要となった時期。

3 既存制度に基づくセーフティネットの構築

失業や疾病等、様々な生活の困りごとを抱えている人に対して、本会内各部署のほか、三重県社会福祉協議会、市など他団体の持っている資源を活用しながら、相談者の支えとなるしくみをつくります。



▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
★生活困窮者への総合相談、就労支援、家計改善支援を行います。	生活困窮者自立支援事業	自立して生活できる 仕組みづくり
・市と連携して福祉金庫貸付事業等を実施します。	資金貸付事業	
・生活福祉資金貸付制度(三重県社会福祉協議会受託事業)利用のための相談及び申請窓口対応を行います。		
・生活困窮者支援緊急食糧提供事業、緊急時物品等支援事業、就労活動支援事業、賃貸住宅入居保証事業についての相談及び申請を行います。	「みえ福祉の『わ』創造事業」	

基本目標 4

地域でつながる 『わ』をつくる

〈めざす姿〉

だれもが孤立せず、
支え合いながら暮らしていける
地域をめざします

現状と課題

●本会では、生活支援コーディネーターを3名配置し、「市エリア」、「ブロックエリア」、「地区エリア」、「小地域エリア」に区分し、それぞれのエリアで協議体の設置を支援するとともに、課題を整理する中でスーパーバイズを実施しています。しかし、地域へのアプローチはしているものの、ソーシャルアクションまではできていないことから、今後は、地域の強みや弱み、社会資源の整理をすることによって地域特性を把握する中で福祉課題に向き合っていくことが求められます。

●本会では、各地区社会福祉協議会、各地区民生委員児童委員協議会との連携を密にし、生活支援コーディネーターが関わる中で、地域での福祉課題の解決に向けて支援強化を図っています。一方、ふれあいいきいきサロン推進員を2名配置し、自宅から歩いていける場所において介護予防活動や交流の場を展開するとともに、地区ごとに集い、意見交換を行うふれあいいきいきサロン連絡会を開催しています。今後も、地域での日常的な交流や見守り、支え合いの中心として地域での活動が展開されるよう、組織の支援強化を図っていくことが求められます。

●本会では、四日市市小地域福祉活動事業(拠点事業)として、「よってこ家(や)※11」、「下野活き域(いきいき)ステーション※12」を実施。これらの拠点では、住民主体サービスの新規立ち上げと、その後の持続可能な事業展開が図られるようスーパーバイズを行っています。「ふれあいいきいきサロン」プラス「助け合い活動」という新しい小地域福祉活動について、他地域にも展開できるように調査研究を進めています。今後、住民を中心とした小地域の福祉活動を展開していく上で住民リーダー、マンパワーの確保が必要ですが、高齢化とマンパワー不足がどの地域でも課題であり、より多くの市民を巻き込むような仕掛けが求められます。

※11 よってこ家：富田地区で開催される地域の交流拠点としてのカフェサロン。

※12 下野活き域ステーション：下野地区で実施する地域包括ケアシステムにおける総合事業の実施に向けた組織強化と担い手を養成する拠点。

●本会では、「織りの郷(さと)プロジェクト」※でのインターネット販売事業の展開、障害者自立支援施設での地域住民との地域交流会など、企業の社会貢献や地域住民を巻き込んだ協働による事業を実施しています。こうした取り組みは、障害者自立支援施設の利用者への生活支援という側面のみにとどまらず、住民による福祉のまちづくりにつながっています。また、企業・障害者スポーツ団体との共催による障害者スポーツ大会を開催し、障害者スポーツへの関心を高めています。今後、企業や地域住民の協力を得ながら、協働の取り組みを発展させていくことが求められます。

●四日市市地域防災計画の中で災害ボランティアセンターの位置づけが示され、本会に対して災害ボランティアセンターの設置や運営の協力を期待されている中で、災害ボランティアセンター設置に向けた運営マニュアルや資材の整備を行いました。また、大規模災害被災地への支援として職員とボランティアの派遣を行いました。有事の際における四日市市との役割分担や指揮命令系統などについても市関係部署と協議しておく必要があります。あわせて、災害ボランティアセンターの機能や役割を市民に啓発するとともに、災害時対応ができるように職員の資質を向上させる必要があります。

※「織りの郷」プロジェクトとは

協働を形にしたい

四日市社会福祉協議会の運営する共栄作業所は、地域の企業や寺院関係者と協働する「織りの郷プロジェクト」を始めました。



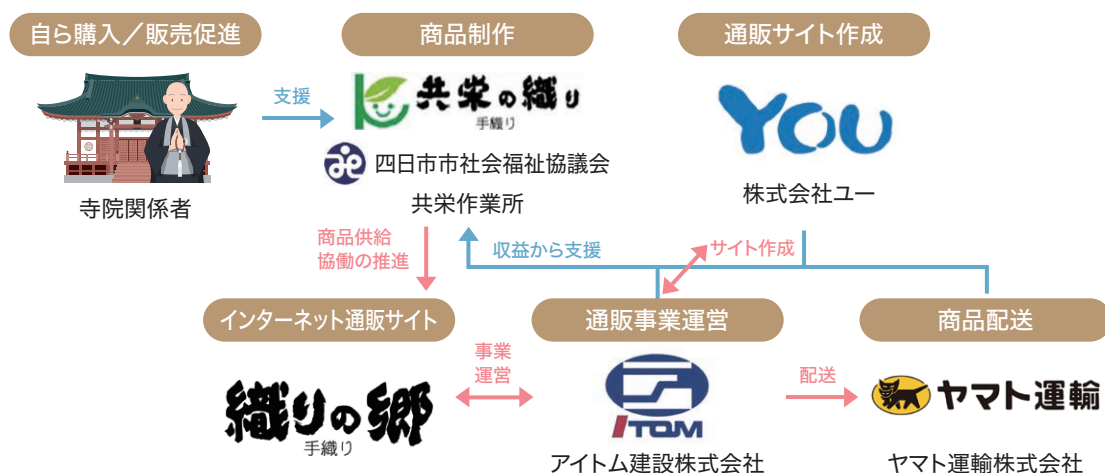
「織りの郷」
QRコード

「共栄作業所」が永年地域の皆様とご縁で培ってきた織りや縫製の技術を盛り込んだ「共栄の織り」を、東海地区を中心とした各寺院の関係者をはじめとし、より多くの方に知っていただく。

「共栄の織り」の流通手段として、インターネット通販サイト「織りの郷」を事業展開していく。

「織りの郷」の共同運営により、すべての関係事業者が収益の得られるかたちをめざし、それぞれの事業者は、収益の中から共栄作業所の支援を行っていく。

「共栄の織り」の購入者の購買活動が直接、社会貢献・地域福祉につながるしくみをかたちにしていくプロジェクトです。



取り組む方向

1 地域の福祉課題の発見・整理

本会が地域包括ケア実現に向けて各地区の課題の発見・整理、団体の立ち上げや運営の確立等、住民主体サービス団体に関わる一連の活動への支援を行います。

また、地域の会議への参画や、関係機関との会議の開催等により、現在の制度では支えきれない課題について地域住民や多職種とともに考えます。



生活支援コーディネーター（活動の様子）

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
◎小地域における「ふれあいいいききサロンを核とした助け合い活動」の支援方策を検討します。	生活支援コーディネーター事業	・ボランティア活動支援 ・地域の支え合いの場づくり
・地域包括ケア実現に向けて、地域ケア会議等に参画し、地域の福祉課題や社会資源の整理を行うとともに地域の担い手づくりを支援します。		
・各地区で活動されている住民参加型サービス団体の支援を行います。	住民参加型サービス団体連絡会議	
・地域における個別支援を通して地域課題の抽出及びその解決に向けた検討を行います。	地区地域ケア会議への参画	地域の支え合いの場づくり
・障害福祉における地域課題の抽出及びその解決に向けた検討を行います。	四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営	ユニバーサルデザインの推進

2 日常的な活動・交流の活発化

地域と本会が協働して地域のつながりを構築するため、同じ課題を持ったボランティア団体、当事者団体などの活動実践者が連携できる機会づくりを支援します。

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
・ 地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員との連携強化に努めます。	四日市市民生委員児童委員協議会連合会への支援	地域福祉活動団体への支援
・ 地域において地域福祉活動を推進していく基盤となる地区社会福祉協議会との連携強化に努めます。	四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会への支援	
・ 地域における介護予防活動(ふれあいいきいきサロン)や子育て支援(子育てサロン)の取り組みを支援します。	ふれあいいきいきサロン推進事業	
・ 障害者福祉センターが実施するデイサービス事業の利用終了者のサークル立ち上げ及び運営支援を行います。	障害者デイサービス事業、障害者福祉センター事業	ユニバーサルデザインの推進
・ 失語症者と失語症会話パートナーとの交流会の開催を支援します。		
・ ボランティア団体等の交流支援及び連携強化を支援します。	ボランティアのつどいの開催	ボランティア活動支援



ふれあいいきいきサロン



障害者デイサービス事業(スポーツ健康吹き矢)

3 協働による福祉のまちづくり

だれもが気軽に立ち寄ることができる地域の居場所づくりを支援し、住民と本会各事業所の交流や支え合いの「わ」を広めていきます。また、本会地域拠点を活用しながら企業と地域住民が協働して地域の課題を解決するしくみづくりや、障害者自立支援施設の活動として制度の狭間におけるニッチ※13分野に参入し取り組むことをめざします。



拠点事業(下野活き域ステーション)

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
・ 地区のふれあいいきいきサロン活動への情報提供や、活動における課題解決に向けた情報交換を行います。	ふれあいいきいきサロン推進事業	地域福祉活動団体への支援
・ 地域包括ケア事業の実施に向けて、空き家等を活用したモデル事業を行います。	小地域福祉活動事業(拠点事業)	生きがいを持って暮らせる地域づくり
・ ボランティア活動の啓発や気軽に参加できる講座や企画を開催し、ボランティアに関する知識や情報を学ぶ機会を提供します。	ボランティアキャンペーン	ボランティア活動支援
・ 障害への理解の推進を図るための地域交流事業を地域と協働して開催します。	地域交流事業	ユニバーサルデザインの推進
◎障害者自立支援施設の活動として、制度の狭間におけるニッチ分野での地域の福祉課題を解決する事業を模索します。	就労支援事業	良質なサービス提供のための支援
・ 「共栄の織り」購入者の購買活動が直接、社会貢献・地域福祉につながるしくみをつくります。	織りの郷プロジェクト	

※13 ニッチ：隙間のこと。

4 災害時の支援体制の構築

大規模災害や風水害などの被災時に、被害を最小限にとどめつつ、事業の継続または早期復旧を可能にするためにBCP※14、防災マニュアルや訓練内容等の見直しを行います。また、市などと連携し有事の際の災害ボランティアセンターの運営や体制強化をめざした研究をします。

▼ 市社協として取り組む内容

取り組むこと	事業名等	市計画との関連
・ 災害時の対応や体制について、三泗鈴亀地域の 社会福祉協議会との連携を強化します。	三泗鈴亀地域連絡会	防災、防犯体制の 支援
・ 災害ボランティアセンターの運営及び被災地支援が 円滑に行えるように、職員の専門研修等への参加、 被災地への派遣を行います。	災害ボランティアセンター 強化事業	



災害ボランティアセンター強化事業(被災地支援)



災害ボランティアセンター強化事業(運営訓練)

※14 BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)：自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。



計画の推進にあたって



1

計画の周知・啓発と進行管理

本計画の推進には、地域福祉活動を担う市民、地域団体、福祉事業者、企業等の協力と参画が不可欠です。このため、広報及び出前講座など様々な機会をとおして本計画の考え方や内容について発信し、周知・啓発を図ります。

また、本計画の推進にあたっては、より実効性を高めるため、計画に位置づけた「取り組むこと」、「事業名等」について、PDCA（計画、実行、評価、改善）のサイクルに基づき、それぞれのめざす「目標」や「目標達成のために実施すること」を具体的に示した年次計画（巻末資料44ページ「評価シート様式」参照）を本会内各部署で作成し、毎年度、活動計画実行委員会（仮称）に諮ります。

さらに、地域住民、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO、当事者団体その他関係団体等、外部とも連携を図り推進していくとともに、毎年度、本会の事業計画及び事業報告に反映させ、理事会、評議員会において、事業の評価を受けることなどをおして取り組みを改善し、適切に進行管理を行っていきます。

2 計画を推進するための本会の基盤強化

本計画は第4次四日市市地域福祉計画の行動計画として位置づけられており、計画の推進にあっても、本会と四日市市との連携強化を図りながら、両計画の目標の達成に向けて取り組みます。

また、住民主体の地域福祉活動に対して適切な支援ができるよう、本会の基盤強化を進める必要があります。このため、より一層の経営努力と効率的・効果的な事業推進を図るべく、下記の方針で取り組みを進めます。

1

法人の健全な運営

- 社会福祉法や関連法令を遵守し、透明性の高い運営に努めます。



2

職員の確保

- 職員が充足するよう募集方法を検討し、人材確保に努めます。
- 障害者雇用の促進に努めます。
- 子育て、介護、疾病など各職員の状態に応じて働きやすい職場環境づくりに努めます。



3

自主財源の確保

- 会費、共同募金、寄付金などの使途についてさらに検討し、より有効に活用します。
- また、広く市民に広報し、自主財源の増加に努めます。



4

既存事業の見直し

- 受託事業をはじめとするすべての事業について、本会が行う意義を再確認した上で、事業内容を精査し、事業の見直しに努めます。
- 介護保険事業については、収支バランスのとれた運営に努めます。





おわりに



日本の市区町村社会福祉協議会（以下「社協」と略）は、1980年代後半からさまざまな「計画」を策定して、地域福祉活動の計画的な推進に取り組んできました。関西では社協が地域福祉活動をすすめる「地域福祉推進計画」が策定され、全国では地域福祉活動の推進に社協の組織体制の整備を加えた「基盤強化計画」も策定され、東京都では社協が地域福祉活動を推進する「地域福祉活動計画」が策定されました。

2000年の社会福祉法への改正では「地域福祉計画」の策定が法律に明記され、その後行政が単独で、あるいは行政と社協が協力して「地域福祉計画」を策定する地方自治体が増えました。この時期には、法律に基づく「地域福祉計画」は住民参加による地域福祉活動の推進だけでなく、自分で福祉サービスを選び、利用することが困難な人たちを支援する仕組みづくりや、社会福祉法で定められた「社会福祉を目的とする事業」の健全な発展なども含めた「幅広い計画」であり、社協が策定する「地域福祉活動計画」は住民参加による地域福祉活動の推進に的を絞った計画である、と整理されました。

今回四日市市社協が策定する「第6次四日市市地域福祉活動計画」には、従来からの「住民参加による地域福祉活動の推進」に加えて、「基本目標3 多様な主体がつながることで『あんしん』をつくる」が盛り込まれています。今回の計画が個別支援と地域福祉活動の推進を組み合わせ、**「地域共生社会の創造」**に貢献できると幸いです。

第6次四日市市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 柴田 謙治

（金城学院大学人間科学部コミュニティ福祉学科教授）

巻末資料

1 策定体制

①策定委員会委員

No.	役職名	氏名	備考
1	金城学院大学教授	柴田 謙治	委員長
2	四日市市民生委員児童委員協議会連合会会長	藤澤 和実	
3	四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会会長	内田 かをり	
4	四日市市老人クラブ連合会会長	佐久間 照子	
5	四日市母子寡婦福祉会会長	植木 美保子	
6	四日市私立保育連盟会長	佐々木 正利	
7	四日市市身体障害者団体連合会会長	本間 豊子	
8	四日市市健康福祉部長	辻 和治	

②事務局

No.	職名	氏名	備考
1	四日市市社会福祉協議会会長	伊藤 八峯	
2	// 常務理事兼事務局長	片山 響	
3	// 事務局次長兼地域福祉課長	藤田 一樹	
4	// 総務課長	堀内 康文	
5	// 福祉支援課長	佐伯 宏幸	
6	四日市市健康福祉部 次長兼社会福祉事務所長	城田 昌直	
7	// 健康福祉課長	矢田 弘美	

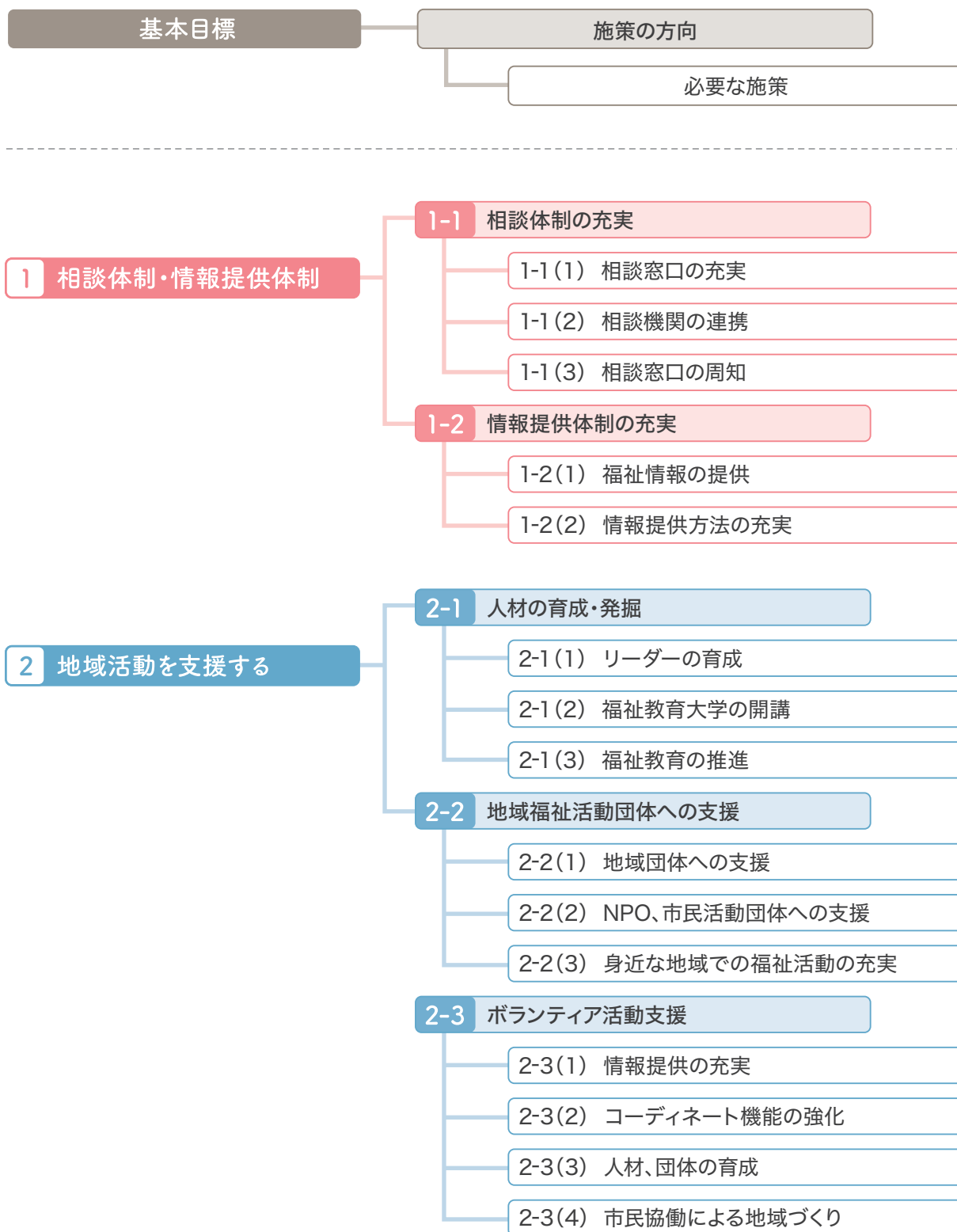
③検討部会

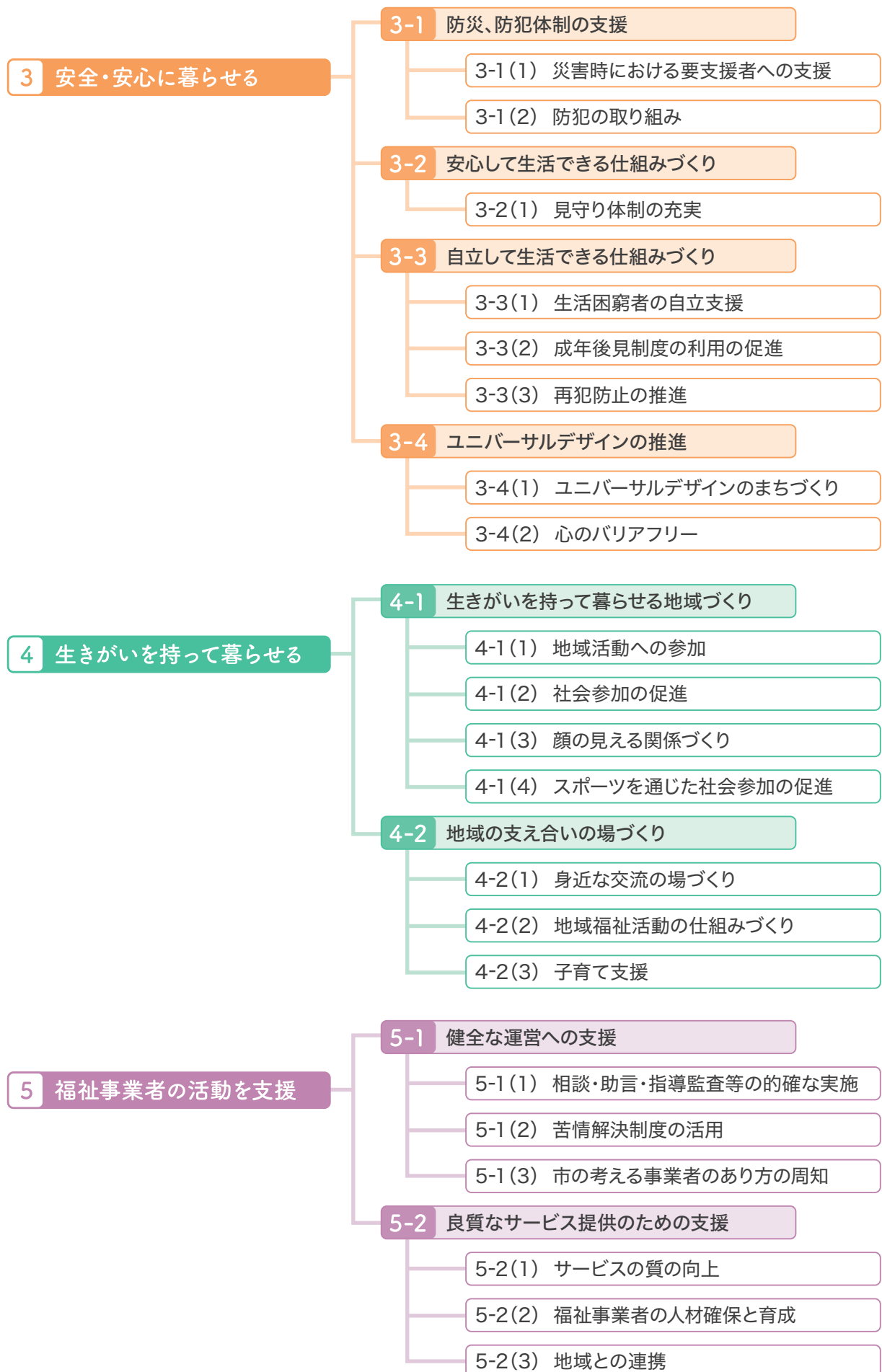
No.	職名	氏名	備考
1	事務局次長兼地域福祉課長	藤田 一樹(兼)	代表
2	事業調整監	大橋 文隆	
3	福祉支援課長	佐伯 宏幸(兼)	副代表
4	総務課副参事兼課長補佐	渡辺 昭仁	
5	福祉支援課副参事兼障害福祉支援室長	藤田 勝彦	共栄作業所所長
6	福祉支援課副参事兼高齢福祉支援室長	樋口 雅也	ゆりかもめ所長
7	総務課課付主幹	國保 卓也	
8	総務課法人運営係長	上田 雅子	
9	総務課法人運営係	磯谷 峻男	事務担当
10	//	田中 祐一郎	事務担当

年月日	主な内容
平成31年 4月26日	第1回検討部会 ■ 第5次四日市市地域福祉活動計画の評価について ■ 第6次四日市市地域福祉活動計画の策定について
令和元年 5月24日	第2回検討部会 ■ 第5次四日市市地域福祉活動計画の評価等について ■ 第6次四日市市地域福祉活動計画の策定について
令和元年 6月10日	第3回検討部会 ■ 第5次四日市市地域福祉活動計画の評価等について ■ 第6次四日市市地域福祉活動計画の策定について
令和元年 6月21日	地域福祉活動計画研修会 ■ 第5次四日市市地域福祉活動計画期間の事業評価等について
令和元年 7月30日	第4回検討部会 ■ 四日市市社会福祉協議会・地域福祉活動計画の比較について
令和元年 8月 2日	第5回検討部会 ■ 四日市市社会福祉協議会・地域福祉活動計画の比較について
令和元年 9月 6日	第6回検討部会 ■ 第5次四日市市地域福祉活動計画の評価について
令和元年 9月24日	第7回検討部会 ■ 第5次四日市市地域活動計画の評価について ■ 第6次四日市市地域福祉活動計画の骨子について
令和元年 10月 9日	第8回検討部会 ■ 第5次四日市市地域活動計画の評価について ■ 第6次四日市市地域福祉活動計画の骨子について
令和元年 10月29日	第1回策定委員会 ■ 第6次地域福祉活動計画策定に向けて課題の整理について ■ 第6次地域福祉活動計画の骨子案について
令和元年 11月14日	第9回検討部会 ■ 第6次四日市市地域活動計画の素案作成(事業検討シート)について
令和元年 11月27日	第10回検討部会 ■ 第6次四日市市地域活動計画の素案作成(事業検討シート)について
令和元年 12月 4日	第11回検討部会 ■ 第6次四日市市地域活動計画の素案作成(社協として取り組む事業の振り分け)について

年月日	主な内容
令和元年 12月11日	第12回検討部会 ■ 第6次四日市市地域活動計画の素案作成(章立て及び施策の体系、素案たたき台)について
令和元年 12月24日	第2回策定委員会 ■ 第6次地域福祉活動計画の章立て及び施策の体系(案)について ■ 第6次地域福祉活動計画第4章「具体的な取り組み」(案)について ■ 第6次地域福祉活動計画第5章「計画の推進にあたって」(案)について
令和2年 1月17日	第13回検討部会 ■ 第2回策定委員会での委員会の指摘事項について ■ 第4章の内容及び構成等について
令和2年 1月24日	第14回検討部会 ■ 第1章・第2章の内容及び構成等について ■ 第4章の内容及び構成等について
令和2年 1月31日	第15回検討部会 ■ 第6次四日市市地域福祉活動計画冊子案について ■ 第4章の内容及び構成等について ■ 第2章の内容及び構成等について
令和2年 2月7日	第16回検討部会 ■ 第1章・第2章の内容及び構成等について ■ 第4章の内容及び構成等について
令和2年 2月24日	第3回策定委員会 ■ 第6次地域福祉活動計画(案)について
令和2年 3月26日	第3回四日市市社会福祉協議会理事会 ■ 第6次地域福祉活動計画(案)の上程
令和2年 3月27日	四日市市社会福祉協議会3月評議員会 ■ 第6次地域福祉活動計画(案)の上程

3 第4次四日市市地域福祉計画 体系図





4 第6次四日市市地域福祉活動計画の評価シート様式

取り組む方向

()

--

目 標	目標達成のために実施すること	市計画との関連

5 四日市市地域福祉活動計画の計画年度

第1次	平成 7年度～平成11年度
第2次	平成12年度～平成16年度
第3次	平成18年度～平成22年度
第4次	平成23年度～平成27年度
第5次	平成28年度～平成31年度(令和元年度)
第6次	令和 2年度～令和 6年度

共栄の
織り



四日市市の「共栄作業所」で、障害のある人たちが
丹精込めて織り上げた反物を、支援する人たちが裁縫を
施してバッグなどの形にしていきます。織り手の心と、
縦糸と横糸の織り合い（色彩）、それがこの「共栄の織り」です。



社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会

〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号（総合会館2F）

TEL 059-354-8265（代表） FAX 059-354-6486

ホームページ

<https://yokkaichi-shakyo.or.jp>